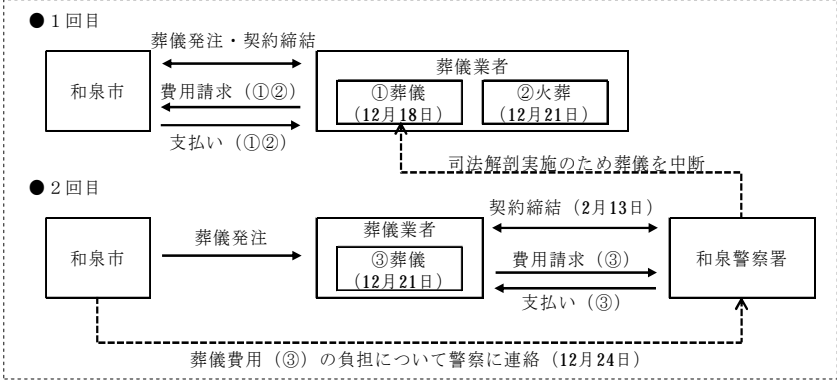


事務事業の概要	検出事項	監査の結果																				
<p>各警察署のホームページは、大阪府警察ホームページのトップ画面に「警察署の地域安全情報」として案内されており、府内65署のうち大阪水上警察署を除く64署において、管内の犯罪発生状況を掲載している。</p> <p>警察署ホームページの運営及び管理は、各署生活安全課が行っているが、「警察署の地域安全情報」の作成及び各署ホームページの更新状況の確認等は、本部生活安全部府民安全対策課が行っている。</p>	<p>「警察署の地域安全情報」の中の「犯罪発生状況」については、最新の情報に更新されている必要があるが、その更新状況について、ホームページの閲覧により平成26年7月3日に調査したところ、以下のとおり長期間にわたり更新されていない署が多数あり、一番古いものでは平成25年8月13日の犯罪発生状況が掲載されたままであった。</p> <p>各署のホームページは、本部生活安全部府民安全対策課が月に2回、15日間隔で更新状況をチェックし、更新されていない場合は電話で指導しているとのことであるが、調査日時時点で1か月以上未更新の署が11署あった。</p> <table border="1" data-bbox="1086 646 1393 1002"> <thead> <tr> <th>前回更新日からの経過期間</th> <th>署数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日以内</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>2日間～1週間以内</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>1週間～2週間以内</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>2週間～1か月以内</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>1か月～3か月以内</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>3か月～6か月以内</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>6か月～1年以内</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>更新日不明</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>64</td> </tr> </tbody> </table>	前回更新日からの経過期間	署数	1日以内	19	2日間～1週間以内	20	1週間～2週間以内	6	2週間～1か月以内	6	1か月～3か月以内	5	3か月～6か月以内	3	6か月～1年以内	3	更新日不明	2	計	64	<p><b>【改善を求めるもの（意見）】</b></p> <p>府民にとって、安全情報は関心の高い事項であり、とりわけ地域の犯罪発生状況を知ることが、安全・安心な生活を送るために重要である。</p> <p>犯罪発生状況が長期間にわたり更新されない状態は、必要な情報を適切に府民に提供できておらず、府民の生活に与える影響は大きいと、定期的かつ迅速に情報を更新されたい。</p> <p>一部の署においてホームページの内容が長期間にわたり更新されないまま放置されていたことは、本部所管課におけるチェック体制が十分に機能していないと言わざるを得ず、チェック体制を実効性あるものとするため、各署のホームページの内容が最新の状況を掲載されているか確認し、適切に指導されたい。</p>
前回更新日からの経過期間	署数																					
1日以内	19																					
2日間～1週間以内	20																					
1週間～2週間以内	6																					
2週間～1か月以内	6																					
1か月～3か月以内	5																					
3か月～6か月以内	3																					
6か月～1年以内	3																					
更新日不明	2																					
計	64																					
<b>措 置 の 内 容</b>																						
<p>当課において、2年間で府内全警察署に対し巡回指導を継続的に実施することとした。具体的にはホームページの更新回数が少ない署を優先的に、ホームページの更新方法等を担当者に具体的に指導する。併せて、警察署幹部に対し電話指導を随時実施するなど、幹部や担当者に対する指導の充実・強化を図ることとした。</p>																						

経費支出手続の不備

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容														
警察本部 総務部 会計課	<p>府における支払方法は、「口座振替」による方式を原則としており、システムを用いた内部処理が行われるため、振込手数料はかからない。支払先が通常の「銀行振込」による支払いを求めてきた場合であっても、当該口座をシステム上で登録することにより「銀行振込」と同じ効果が得られる。</p> <p>振込用紙を使う必要がある場合でも、「納付書払い」方式で会計局での内部処理により振込手数料は発生しない。</p> <p>総務部会計課においては、衛生管理者免許の資格試験等における受験料等の支出について、試験実施機関等から、口座振替ではなく指定の振込用紙による銀行振込でないと受け付けできないと言われたため、資金前渡による郵便局の窓口での振込を行い、受験料とともに振込手数料を現金支出していた。</p> <table border="1" data-bbox="405 836 896 1062"> <thead> <tr> <th>免許の種類等</th> <th>支出額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>潜水士免許試験（2回分）</td> <td>620円</td> </tr> <tr> <td>衛生管理者免許試験（2回分）</td> <td>410円</td> </tr> <tr> <td>エネルギー管理員講習会（2回分）</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>学会への参加（1回分）</td> <td>80円</td> </tr> <tr> <td>研修会への参加（1回分）</td> <td>330円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,600円</td> </tr> </tbody> </table>	免許の種類等	支出額	潜水士免許試験（2回分）	620円	衛生管理者免許試験（2回分）	410円	エネルギー管理員講習会（2回分）	160円	学会への参加（1回分）	80円	研修会への参加（1回分）	330円	計	1,600円	<p><b>【是正を求めるもの】</b></p> <p>「銀行振込」を求められた場合であっても、他の方法による支払いが可能か、よく検討のうえ支払方法を決定し、不要な支出の防止に努められたい。</p> <p><b>【会計事務ポータルサイト】</b>（会計局会計指導課）                      ○各種通知・留意点                      重点検査で最近よく見受けられる不適切な事例について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>講習会参加費用等について、小口現金を銀行振込したため、本来支出する必要のない振込手数料を公費で負担している事例がよく見受けられます。</li> <li>講習会等を受講する際、受講料や資料代等を主催者がゆうちょ銀行口座又は銀行口座を指定し、口座振込するように案内されてくる場合があります。（銀行振込用紙、ゆうちょ銀行の払込用紙で行うよう指定されている場合があります。）                      →この場合に小口現金を指定された口座へ振込みを行い、振込手数料も小口現金（役務費）で支出していた事例です。</li> </ul> <p>・考え方と方策                      大阪府では、「口座振替」が最も確実であり、かつ、費用負担を生じない支払方法であることから、「口座振替」を支払方法の原則とするようにしています。小口現金で講習会受講料・資料代を支出し、安易に振込（払込）手数料も小口現金で支払うことはすべきではありません。下記のような事例の場合も「口座振替」で対応してもらうように主催者と協議して下さい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>銀行振込用紙、ゆうちょ銀行の払込用紙で行うように指定されている場合（主催者が事務処理のため払込用紙に受講者名など記載することを指定している場合）                      →相手方と協議を行って下さい。（略）</li> <li>上記の協議を行っても主催者が振込用紙でないと受付できない等主張する場合                      →銀行口座への振込みは財務会計システムで支払方法を「納付書払い」の選択をし、会計局に持ち込んでいただければ可能です。（ゆうちょ銀行の払込用紙は「納付書払い」はできません。）</li> </ol>	<p>検出事項に記載されている資格試験等における受験料等の支出については、今後、「口座振替」及び「納付書払い」の方法により処理を行うこととした。</p> <p>また、「銀行振込」を求められた場合であっても、十分に検討のうえ、不要な支出の防止に努めていくこととした。</p>
免許の種類等	支出額																
潜水士免許試験（2回分）	620円																
衛生管理者免許試験（2回分）	410円																
エネルギー管理員講習会（2回分）	160円																
学会への参加（1回分）	80円																
研修会への参加（1回分）	330円																
計	1,600円																

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容												
和泉警察署	<p>和泉市内における葬儀を行う親族等がない死亡人については、同市が葬儀を実施している。</p> <p>平成25年12月17日に自宅で発見された死亡人について、翌18日に同市が葬儀を行っていたところ、急遽、和泉警察署による司法解剖を実施する必要が生じたため火葬の直前で葬儀を中断した案件があり、再度12月21日に同市が業者及び費用決定を行い、葬儀を実施した。</p> <p>和泉警察署は、葬儀を中断させた際、2回目の葬儀費用について和泉市と契約や負担方法を協議すべきであったにもかかわらず、協議を行わなかったため、和泉市が発注した業者と葬儀が終了した後に契約を締結していた。</p> <p>&lt;事実経過&gt;</p> <table border="1" data-bbox="468 646 1081 842"> <tr> <td>市1回目葬儀中断・警察司法解剖日</td> <td>平成25年12月18日</td> </tr> <tr> <td>市2回目葬儀（火葬含む）実施</td> <td>平成25年12月21日</td> </tr> <tr> <td>市から警察への費用負担連絡</td> <td>平成25年12月24日</td> </tr> <tr> <td>請求書送付消印日</td> <td>平成26年1月8日</td> </tr> <tr> <td>経費支出伺、起案・決裁日</td> <td>平成26年2月13日</td> </tr> <tr> <td>支払日</td> <td>平成26年3月4日</td> </tr> </table> 	市1回目葬儀中断・警察司法解剖日	平成25年12月18日	市2回目葬儀（火葬含む）実施	平成25年12月21日	市から警察への費用負担連絡	平成25年12月24日	請求書送付消印日	平成26年1月8日	経費支出伺、起案・決裁日	平成26年2月13日	支払日	平成26年3月4日	<p><b>【是正を求めるもの】</b></p> <p>業務委託等契約事務において、業務が終了した後に経費支出伺の決裁を行っており、大阪府財務規則第39条及び同運用の規定に違反している。</p> <p>今後は、支払事務・契約事務手続について理解を深め、財務・契約事務をチェックする体制を再構築し、適正な事務処理を行われたい。</p> <p><b>【大阪府財務規則】</b> （支出負担行為）</p> <p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p><b>【大阪府財務規則の運用】</b> 第39条関係</p> <p>2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期</p> <p>ア (略)</p> <p>イ ア以外のもの</p> <p>経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p>	<p>今回の事例を踏まえて、当署関係各課に指導、教養を徹底した。</p> <p>今後、同様の事例が発生した場合は、和泉市と十分に協議するとともに、当署の担当課と会計課が連携してチェックする体制を構築し、適正な事務処理を行うこととした。</p>
市1回目葬儀中断・警察司法解剖日	平成25年12月18日														
市2回目葬儀（火葬含む）実施	平成25年12月21日														
市から警察への費用負担連絡	平成25年12月24日														
請求書送付消印日	平成26年1月8日														
経費支出伺、起案・決裁日	平成26年2月13日														
支払日	平成26年3月4日														

通勤手当の誤り

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容																				
警察本部 警務部 給与課	<p>認定されていたバス経路を、平成26年4月1日からの運賃改定に伴う通勤手当額の職権改定する際、大阪市営地下鉄を利用する経路の方が安価になるにもかかわらず、認定しているバス経路の運賃の改定のみを行い、他経路の運賃等の比較をしていなかったため、通勤手当が過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="360 523 1084 619"> <thead> <tr> <th>所属名</th> <th>過払支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察本部 交通捜査課</td> <td>平成26年4月 ～平成26年9月</td> <td>40,820円</td> <td>40,020円</td> <td>800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>自宅最寄り駅となる阪急電鉄X駅(自宅から315メートル)からY駅(自宅から860メートル)まで利用し、Y駅と隣接するJRZ駅から同線に乗り継ぐ経路で申請し、同経路で認定されていた。</p> <p>2以上の交通機関を乗り継いで通勤する場合、住居から通常徒歩によることを例とする距離(概ね1キロメートル)内においてのみ利用する交通機関は、原則として運賃相当額の算出の基礎とはならないが、X駅及びY駅はどちらも住居から1キロメートル以内の距離にあるにもかかわらず認定していたため、通勤手当が過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="360 1054 1084 1150"> <thead> <tr> <th>所属名</th> <th>過払支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西淀川警察署</td> <td>平成26年4月 ～平成26年9月</td> <td>70,250円</td> <td>48,210円</td> <td>22,040円</td> </tr> </tbody> </table>	所属名	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	警察本部 交通捜査課	平成26年4月 ～平成26年9月	40,820円	40,020円	800円	所属名	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	西淀川警察署	平成26年4月 ～平成26年9月	70,250円	48,210円	22,040円	<p><b>【是正を求めるもの】</b>                      速やかに是正措置を講じるとともに、通勤手当の認定事務について適正な事務処理を行われたい。</p> <p><b>【職員の通勤手当に関する規則】</b>                      第5条 条例第14条第2項第1号に規定する運賃等相当額(以下「運賃等相当額」という。)の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。</p> <p><b>【給与事務の手引】</b>                      (注) 2 交通機関の距離                      2以上の交通機関等を乗り継いで通勤する場合、住居又は勤務公署から通常徒歩によることを例とする距離(概ね1km)内においてのみ利用する交通機関等は、原則として運賃相当額の算出の基礎とはならない。</p>	<p>通勤手当が過払いとなっていたものは速やかに適正な通勤認定経路への変更措置を講じるとともに、戻入が必要なものについては戻入措置を行った。</p> <p>今後は、運賃等の比較や最寄り駅の確認を慎重に行う等基本の徹底を図ることとした。</p>
所属名	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額																			
警察本部 交通捜査課	平成26年4月 ～平成26年9月	40,820円	40,020円	800円																			
所属名	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額																			
西淀川警察署	平成26年4月 ～平成26年9月	70,250円	48,210円	22,040円																			

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容															
警察本部 警務部 給与課	<p>自転車等の使用距離について、自宅から勤務公署まで認定されていた経路を再度確認したところ、認定経路より短い距離となる経路があったため、通勤手当が過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="360 435 1117 596"> <thead> <tr> <th>所属名</th> <th>過払支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転免許課</td> <td>平成25年10月 ～平成26年9月</td> <td>164,400円</td> <td>135,600円</td> <td>28,800円</td> </tr> <tr> <td>西淀川警察署</td> <td>平成22年12月 ～平成26年9月</td> <td>188,600円</td> <td>92,000円</td> <td>96,600円</td> </tr> </tbody> </table>	所属名	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	運転免許課	平成25年10月 ～平成26年9月	164,400円	135,600円	28,800円	西淀川警察署	平成22年12月 ～平成26年9月	188,600円	92,000円	96,600円	<p><b>【是正を求めるもの】</b>            速やかに是正措置を講じ、過払額を戻入するとともに、通勤手当の認定事務について適正な事務処理を行われたい。</p> <p><b>【職員の給与に関する条例】</b>            第14条            2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間(以下「支給対象期間」という。)につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。</p> <p>二 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び法第26条の3第1項の規定による承認を受けて1週間の勤務時間の一部について勤務しない職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)に支給対象期間の月数を乗じて得た額。&lt;以下略&gt;</p> <p>イ 自転車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 <b>2,000円</b></p> <p>ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 <b>4,100円</b></p> <p>ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <b>11,300円</b></p> <p>ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <b>13,700円</b></p> <p><b>【職員の通勤手当に関する規則】</b>            第5条 条例第14条第2項第1号に規定する運賃等相当額(以下「運賃等相当額」という。)の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。</p>	<p>通勤手当が過払いとなっていたものは速やかに適正な使用距離への変更措置を講じるとともに戻入措置を行った。</p> <p>今後は、自転車等の使用距離を慎重に測定する等基本の徹底を図ることとした。</p>
所属名	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額														
運転免許課	平成25年10月 ～平成26年9月	164,400円	135,600円	28,800円														
西淀川警察署	平成22年12月 ～平成26年9月	188,600円	92,000円	96,600円														

対象部局室課名	検出事項						監査の結果		措置の内容																																																				
警察本部 警務部 給与課	他の経路の方が安価になるにもかかわらず、別の経路で認定されていたため、通勤手当が過払いとなっていた。						<b>【是正を求めるもの】</b> 速やかに是正措置を講じるとともに、通勤手当の認定事務について適正な事務処理を行われたい。		通勤手当が過払いとなっていたものは速やかに適正な通勤認定経路への変更措置を講じるとともに、戻入が必要なものについては戻入措置を行った。																																																				
	1 J Rの駅を最寄り駅とする経路の方が安価になるにもかかわらず、阪急電鉄の駅を最寄り駅として申請し、同経路で認定していた。										<b>【職員の通勤手当に関する規則】</b> 第5条 条例第14条第2項第1号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。		今後は、運賃等の比較や最寄り駅の確認を慎重に行う等基本の徹底を図ることとした。																																																
	<table border="1" data-bbox="360 491 1189 655"> <thead> <tr> <th>所属名</th> <th>職員</th> <th>過払支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">東警察署</td> <td>A</td> <td rowspan="3">平成26年4月 ～平成26年9月</td> <td>96,130円</td> <td>77,350円</td> <td>18,780円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>56,448円</td> <td>55,194円</td> <td>1,254円</td> </tr> <tr> <td>捜査第三課</td> <td>C</td> <td>114,120円</td> <td>99,660円</td> <td>14,460円</td> </tr> </tbody> </table>														所属名	職員	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	東警察署	A	平成26年4月 ～平成26年9月	96,130円	77,350円	18,780円	B	56,448円	55,194円	1,254円	捜査第三課	C	114,120円	99,660円	14,460円			ただし、吹田警察署の職員Aの認定については、「職員の通勤手当に関する規則」に基づく適正なものとしており、是正措置は講じないものとする。																							
	所属名	職員	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額																																																							
	東警察署	A	平成26年4月 ～平成26年9月	96,130円	77,350円	18,780円																																																							
B		56,448円		55,194円	1,254円																																																								
捜査第三課	C	114,120円		99,660円	14,460円																																																								
2 大阪市営地下鉄よりJ R環状線を利用する経路の方が安価になるにもかかわらず、大阪市営地下鉄利用経路の方が所要時間が短い等、合理性をより重視して認定していた。								また、通勤手当の額の決定に関しては、同規則により任命権者が行うこととされているが、各任命権者間の方針に差異がないとは言えないため、府の全庁的な方針が整備されれば、それに従い事務を行う。																																																					
<table border="1" data-bbox="360 810 1256 1161"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所属名</th> <th rowspan="2">職員</th> <th rowspan="2">過払支給期間</th> <th rowspan="2">既支給額</th> <th rowspan="2">正規支給額</th> <th rowspan="2">過払支給額</th> <th colspan="2">平均所要時間</th> </tr> <tr> <th>地下鉄</th> <th>J R</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">吹田警察署</td> <td>A</td> <td rowspan="6">平成26年4月 ～平成26年9月</td> <td>53,940円</td> <td>47,670円</td> <td>6,270円</td> <td>34分</td> <td>44分</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>108,440円</td> <td>74,410円</td> <td>34,030円</td> <td>44分</td> <td>58分</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>85,110円</td> <td>68,190円</td> <td>16,920円</td> <td>29分</td> <td>39分</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>98,130円</td> <td>68,190円</td> <td>29,940円</td> <td>33分</td> <td>41分</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>116,664円</td> <td>107,886円</td> <td>8,778円</td> <td>76分</td> <td>85分</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>116,210円</td> <td>99,290円</td> <td>16,920円</td> <td>64分</td> <td>75分</td> </tr> </tbody> </table>										所属名	職員	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	平均所要時間		地下鉄	J R	吹田警察署	A	平成26年4月 ～平成26年9月	53,940円	47,670円	6,270円	34分	44分	B	108,440円	74,410円	34,030円	44分	58分	C	85,110円	68,190円	16,920円	29分	39分	D	98,130円	68,190円	29,940円	33分	41分	E	116,664円	107,886円	8,778円	76分	85分	F	116,210円	99,290円	16,920円	64分	75分				
所属名	職員	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額											平均所要時間																																													
										地下鉄	J R																																																		
吹田警察署	A	平成26年4月 ～平成26年9月	53,940円	47,670円	6,270円					34分	44分																																																		
	B		108,440円	74,410円	34,030円	44分	58分																																																						
	C		85,110円	68,190円	16,920円	29分	39分																																																						
	D		98,130円	68,190円	29,940円	33分	41分																																																						
	E		116,664円	107,886円	8,778円	76分	85分																																																						
	F		116,210円	99,290円	16,920円	64分	75分																																																						

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容										
警察本部 警務部 給与課	<p>回数券の金額で通勤手当額を算出しているが、南海バスを乗り継ぎする場合、片道運賃が50円引きとなる割引制度（平成14年10月1日開始）を利用しなかったため、通勤手当が過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="358 427 1108 523"> <thead> <tr> <th>所属名</th> <th>過払支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>堺警察署</td> <td>平成26年4月 ～平成26年9月</td> <td>59,286円</td> <td>53,424円</td> <td>5,862円</td> </tr> </tbody> </table>	所属名	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	堺警察署	平成26年4月 ～平成26年9月	59,286円	53,424円	5,862円	<p><b>【是正を求めるもの】</b>            割引制度が適用される他の職員も含め、速やかに是正措置を講じるとともに、通勤手当の認定事務について適正な事務処理を行われたい。</p> <p><b>【職員の通勤手当に関する規則】</b>            第5条 条例第14条第2項第1号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。</p>	<p>割引制度を適用していなかった職員は、割引制度を適用した通勤手当額への変更措置を講じるとともに、戻入が必要なものについては戻入措置を行った。</p> <p>今後は、割引制度を適用した通勤手当額で認定するよう基本の徹底を図ることとした。</p>
所属名	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額									
堺警察署	平成26年4月 ～平成26年9月	59,286円	53,424円	5,862円									

不適切な資産管理

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
堺警察署	<p>堺警察署において、三宝町交番敷地の上空にはみ出る形で、隣接する民家の所有者が樋を取り付けていた。</p> <p>なお、上記樋については、平成26年8月7日に撤去されている。</p>	<p><b>【是正を求めるもの】</b></p> <p>公有財産の管理が、適正に行われていなかったのは問題である。署においては、公有財産の現地確認の重要性について周知徹底を図り、財産管理事務をチェックする体制を再検討し、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【大阪府公有財産規則】</b> (事務の委任)</p> <p>第3条</p> <p>2 知事は、警察署長に、行政財産の管理に関する事務をその所掌に係るものの範囲内において委任する。</p> <p>(管理の原則)</p> <p>第14条 公有財産は、常に良好な状態において管理し、適正かつ効果的に運用しなければならない。</p> </div>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域課員の指示配置の時間を利用して、公有財産の現地確認の根拠、重要性等について周知徹底を図った。</li> <li>2 署の会計課員が府有地の交番を中心に定期的に巡視し、その管理状況を確認することとした。</li> <li>3 各交番に隣接する土地、建物等の所有者が、改修、改築工事等を施工する情報を得た又は実施していることを交番勤務員が現認した段階でその交番勤務員自身が本署会計課に速報することを徹底することとした。</li> <li>4 3で速報を受けた会計課員は、即座に現場に赴き、土地、建物等の所有者に当該工事の施工内容を聴取するとともに、境界確認等も併せて実施し、工事終了後、再度、現地において不法占拠の有無を確認のうえ、不法占拠の事実を確認すれば、その段階で必要な措置を講じることとした。</li> </ol>